

教員養成に係る教育の質の向上に係る取り組み

教職課程では、全学的組織である「教職課程委員会」や教職科目担当専任教員が組織する「教職ミーティング」における意思決定に基づき、次のとおり、教員養成に係る教育の質の向上に係る取り組みを行っている。

- ① 教職課程委員会を8回程度（1年間）、教職ミーティングを約10回（1年間）開催し、教職課程に係る情報の共有及び諸問題の解決を図り、教育の質的向上に努めている。
- ② 全国私立大学教職課程研究連絡協議会に機関加盟し、毎年の総会・研究大会には教職課程委員が必ず出席し、最新の情報や全国の動向を、教職ミーティングを通して共有している。また、すべての教職課程専任教員は、北海道私立大学教職課程協議会の総会・研究会に出席して、教員養成に係る教育の質の向上についての情報交換や研究発表を行っている。
- ③ 教職課程委員会において、教科専門教育の教育体制の充実に向けての課題や解決の方向性を共有しながら、教員養成に係る教育の質の向上について、教科専門教員と教職課程専任教員間での意見交換などを実施している。
- ④ 前期・後期の前半・後半の計4回授業評価アンケートを実施している。学生アンケートの結果から、量的な分析と自由記述から質的な分析を通して、学生の実態やニーズを把握して、次年度の授業改善のツールとして活用している。
- ⑤ 教職課程履修案内や学生ポータルサイトにおいて、教職課程履修に関する説明を行い、教職の心得、科目修得状況、履修科目の確認、各種手続きについて確認できるようにしている。
- ⑥ 学生の履修状況、介護等体験や教育実習に向けての状況を調査し、学生一人ひとりに対して、適切な履修指導をしている。また、教員免許取得までのスケジュールや教育実習前年度までに教育実習に行くための条件を、適宜、確認するとともに、「教職課程履修カルテ」の活用を促し、教員免許取得に向けての支援や教職に関する「深い学び」への動機づけを行っている。